

第二十三條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、貨銀、給料其ノ他給與ニ關スル事項

二、勤勞者ノ扶助及援護ニ關スル事項

三、勤勞者用物資ニ關スル事項

第二十四條 勤勞局ニ左ノ三課ヲ置ク

企畫課

業務課

補導課

第二十五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、勤勞需給ニ關スル一般的企畫ニ關スル事項

二、勤勞需給狀況ノ一般的查察ニ關スル事項

三、職業ニ關スル登錄其ノ他調査統計ニ關スル事項

四、職業適性ノ調査ニ關スル事項

五、勤勞署ニ關スル庶務一般ニ關スル事項

六、職業行政關係職員ノ養成及訓練ニ關スル事項

七、他ノ主管ニ屬セザル勤勞需給ニ關スル事項

第二十六條 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、復員對策ノ實施ニ關スル事項

二、勤勞要員ノ斡旋充足ニ關スル事項

三、勤勞者募集ニ關スル事項

四、職業指導ニ關スル事項

第二十七條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、職業補導ニ關スル事項

二、職業訓練ニ關スル事項

三、土建其ノ他日傭勞務ノ斡旋充足ニ關スル事項

四、授産及内職施設ニ關スル事項

第二十八條 保險局ニ左ノ三課及一所ヲ置ク

庶務課

保險課

年金課

健康保險指導所

第二十九條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、社會保險制度ノ調査企畫一般ニ關スル事項

二、社會保險審査會ニ關スル事項

三、厚生保險特別會計業務勘定ニ關スル事項

四、他ノ主管ニ屬セザル社會保險ニ關スル事項

第三十條 保險課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、健康保險法施行ニ關スル事項

二、勞働者災害扶助責任保險法ノ施行ニ關スル事項

三、厚生保險特別會計健康勘定及勞働者災害扶助責任保險特別會計ニ關スル事項

四、國民健康保險法ノ施行ニ關スル事項

第三十一條 年金課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、厚生年金保險法ノ施行ニ關スル事項

二、船員保險法ノ施行ニ關スル事項

三、厚生保險特別會計年金勘定及同船員勘定ニ關スル事項

第三十二條 健康保險指導所ニ於テハ健康保險被保險者ノ健康保持ニ關スル施設ノ調査及指導ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十三條 臨時防疫局ニ左ノ二課ヲ置ク

防疫課

檢疫課

第三十四條 防疫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一、急性傳染病ニ關スル事項

二、性病ニ關スル事項

第三十五條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十六條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十七條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十八條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

第三十九條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

第四十條 檢疫課ニ於テハ海港檢疫及航空檢疫ニ關スル事項ヲ掌ル

大東亞戰爭終結に伴ふ國民勤勞動員令施行上の應急措置

戰爭終結に伴ひ、軍需産業部門に於ける老大な人員を、迅速且つ圓滑に民需産業部門に轉換せしめ、以て勤勞秩序の混亂を防止せんと欲し、厚生省當局は應急措置として、昭和二十年八月二十一日國民勤勞動員令施行上左の如き措置を採ることとし、之を各地方長官に通牒すると共に、同月二十三日告示第八十六號及第八十七號を以て既存の諸規定の改廢を公示した。

一、解雇退職の制限に關しては近く通牒相成可き「工場事業場従業者の戦後應急措置に關する件」に依り措置すべきこと

二、男子就業の禁止又は制限は之を廢止すること（令第七條則第九條別紙告示參照）

三、土建等日傭統制を除き雇入就職に關する規制は之を廢止すること（令第十八條則第二十九條別紙告示參照）

四、理科系學校卒業者雇入制限は之を廢止すると共に從來の雇入制當は之を取消すこと（令第十八條則第十八條別紙告示參照）

五、勞務供給業者に依る従業者の使用又は從業の制限は之を事實上停止すること（令第五十六條則第六十九條）

厚生省告示第八六號（昭和二十年八月二十三日）

昭和十三年八月厚生省告示第九十九號（國民勤勞動員令施行規則第十八條ノ學校指定ニ關スル件）、昭和十三年八月厚生省告示第一百二十號（國民勤勞動員令施行規則第十八條ノ學科指定ニ關スル件）、昭和十六

年八月厚生省告示第一百二十號（國民勤勞動員令施行規則第十八條ノ學科指定ニ關スル件）、昭和十六

年八月厚生省告示第一百二十號（國民勤勞動員令施行規則第十八條ノ學科指定ニ關スル件）、昭和十六

年^{十二} 厚生省告示第五百七十五號(國民勤勞動員令施行規則第二十九條第一項第五號ノ事業指定ニ關スル件)、昭和十六年^{十二} 厚生省告示第五百七十六號(國民勤勞動員令施行規則第二十九條第一項第十二號ノ者ノ雇入及就職ノ場合指定ニ關スル件)、昭和十八年^九 厚生省告示第五百五十六號(國民勤勞動員令施行規則第九條ノ規定ニ依ル男子從業者ノ雇入、使用、就職及從業ヲ禁止スル職種、年月日及其ノ範圍指定ニ關スル件)、昭和二十年^五 厚生省告示第四十四號(國民勤勞動員令施行規則第十八條ノ規定ニ依ル様式ニ關スル件)及昭和二十年^五 厚生省告示第四十五號(國民勤勞動員令施行規則第二十條ノ規定ニ依ル申請又ハ請求ノ期日ニ關スル件)昭和二十年八月二十一日之ヲ廢止セリ

厚生省告示第八七號(昭和二十年八月二十三日)

國民勤勞動員令施行規則第二十九條第一項第十三號ノ場合ヲ左ノ通定メ昭和二十年八月二十一日ヨリ之ヲ適用ス

一、鐵、石炭、亞炭等素材生産業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

二、住宅、建築其ノ他復舊土木建築關係業(セメント、木材、釘、家具等關聯資材器具ノ製造業ヲ含ム)ニ於ケル雇入及就職ノ場合

三、電氣事業、瓦斯事業及水道事業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

四、運輸通信關係業(車輛、木造船、内海航路ノ船舶及其ノ關聯資材ノ製造業及修理業ヲ含ム)ニ於ケル雇入及就職ノ場合

五、醫藥品其ノ他醫療衛生用物資ノ製造業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

六、製鹽業及肥料、農機具ノ製造業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

七、陶磁器、紙、皮革、油脂及電機器具其ノ他ノ民需用機械器具ノ製造業ニ於ケル雇入及就職ノ場合
八、紡織其ノ他衣料關係業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

九、食料品其ノ他ノ生活必需物資ノ製造業及修理業

ニ於ケル雇入及就職ノ場合
一〇、物品販賣業、娛樂興業及接客業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一一、浴場業、理髮業及洗濯業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一二、家事使用人ノ雇入及就職ノ場合

一三、金融保險業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一四、印刷業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一五、教育事業、醫療衛生事業其ノ他ノ公務自由業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一六、公共團體ニ於ケル雇入及就職ノ場合

一七、其ノ他民需産業ニ於ケル雇入及就職ノ場合

戰爭終結に伴ふ工場事業場從業者の應急措置

戰爭終結に伴ひ、勞務再配置の問題が當然重要視せらるゝ所であるが、政府は差當り、緊要なる民需産業の勞務を確保すると共に、軍需産業從事者に對しても、急激なる混亂を防止し、且つ離職者及從業者に對する給與の基準を定むることとし、昭和二十年八月二十二日應急暫定措置として左の如く決定した。

戰爭終結に伴ふ工場事業場從業者の應急措置

第一、方針

戰爭終結に伴ふ勞務の再配置に付ては産業轉換の進展に即應し逐次爲さるべきも、差當り緊要なる民需産業に必要な勞務を確保すると共に時に軍需産業の從業者に付急激なる混亂を防止し併せて離職從業者に對する給與の基準を定むるは現下喫緊の要務なり因て左の要領に依り應急暫定的措置を講ぜんとす。

第二、要領

一、工場事業場にして左記産業に關するものは現從業者を一應其の儘繼續使用せしめ當分の内事業主の一方的意思に依る解雇は之を爲さしめざること

但し退職を希望する者に付ては、代替者補充の方途を講じたる上之を認むること

製鹽業、肥料及農具等製造業

鐵、石炭、亞炭、石油等素材生産事業

製藥其他醫療關係品製造業

紡織其他衣料關係業

食料其他生活必需物資製造及修理業

陶磁器、紙、皮革、油脂、電機器具、民需用機械器具、印刷業等民需品製造業

住宅其他復舊土木建築關係業(セメント製材、釘、家具其他關聯資材器具製造業を含む)

電運輸通信關係業(車輛自動車木造船内海航路其他關聯資材の製造及修理業を含む)

電氣、瓦斯、水道業

物資配給業

金融、保險業